# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸

〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地

TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

10 月の第2月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは、 1964年の東京オリンピックの後のこと。再来年の東京オリンピックが楽しみですね。 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

# 公正証書遺言はどのくらい作られているか

遺言の種類のひとつに、公証役場で作成する公正証書遺言があります。この公正証書遺言が毎年どのくらい作られているか、ご存じですか。ここでは、今年3月に発表された日本公証人連合会の統計資料 から、公正証書遺言の作成件数をご紹介します。

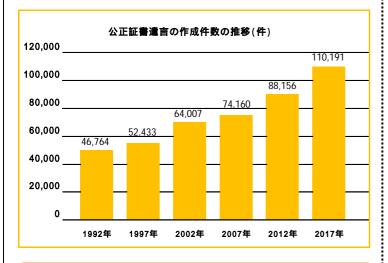


# 10 万件を超えた作成件数

日本公証人連合会の統計資料から、平成になってからの公正証書遺言の作成件数の推移をまとめると、下のグラフの通りです。

1989 年には 4 万件程度だった公正証書遺言の作成件数は 右肩上がりに増えており、2017 年には 11 万件台に達しています。

なお、この数には新たな公正証書遺言の作成件数だけでな 〈、以前に作成した公正証書遺言の訂正や撤回による件数も含 まれています。内訳が明らかでないため詳細は不明ですが、新 たに公正証書遺言を作成する人だけでな〈、訂正や撤回を行う 人も増えているものと思われます。



## 日本公証人連合会「遺言公正証書等件数調(全国)」

http://www.koshonin.gr.ip/

慰安旅行に社員の一部が参加 会社負担の費用は損金になるか お悩み相談室

旅行に参加する人数が社員と役員の合計の半数以上で、全社員に参加を呼びかけていれば、会社の支払い分は損金にできます。

# Quest ion

自由参加の慰安旅行に社員の3分の1が参加します。会社が負担する旅行費用は損金になりますか?

# Answer

会社が負担する社員旅行の費用は、その旅行の目的 や規模、行程、従業員の参加割合や負担割合などから 総合的に判断して損金にできるか否かを判断します。 従業員の参加割合の基準は「全従業員の半数以上」と されているため、3分の1の参加だと損金にはなりません。

なお工場や支店を単位として行う旅行なら、工場や 支店の従業員数を基に半数以上であるかどうかを判断 します。

参加者数以外の損金化の要件は、その旅行の期間が4 泊5日以内であることと、従業員が旅行で受ける経済 的利益が多額ではないことです。

これらの要件を満たせば「福利厚生費」として社員と役員の 旅行代が全額損金、満たされないと社員や役員への「給与 (報酬)」となり、役員への支払い分が損金不算入です。

また、社員や役員は会社から 負担を受けた分が所得となり、 所得税が課税されます。

(出典:納稅通信)





あおぞら便りNo.7 平成30年10月号



# 育児休業給付の受給中に退職する従業員の育児休業給付の取扱い

### 育児休業給付とは

育児休業給付は、従業員が育児休業を取得しやすく、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することにより、育児をする従業員の職業生活の円滑な継続を目的として創られました。

そのため、従業員(雇用保険の被保険者)が1歳(一定の場合には最長2歳)に満たない子どもを養育するために育児休業を取得し、育児休業期間中の給与が育児休業前の給与と比べて80%未満になったとき等、一定の要件を満たしたときに支給されます。

当然ながら、女性従業員だけでなく男性従業員が育児休業を取得したときでも、要件を満たしていれば支給されます。

#### 育児休業給付の申請と給付額

育児休業給付は、育児休業開始日から起算して1ヶ月ごとに区切った期間(支給単位期間)ごとに支給要件が確認され、原則として2ヶ月ごとに支給申請を行います。

支給額には細かな基準があります。例えば、育児休業開始から 180 日間は育児休業前の賃金の約 67%、181 日目からは約 50%です。

#### 育児休業中の退職と給付

育児休業給付は、職場復帰を前提としているため、育児 休業を取得するときに退職が確定している(予定されてい る)場合は、支給の対象となりません。

また、育児休業を取得するときには復帰予定であったものの、育児休業の途中で退職することが確定したときには、原則として、退職日の属する支給単位期間は支給されず、その直前の支給単位期間までで支給が終了となります。ただし、退職日が支給単位期間の末日の場合は、退職日を含む期間も支給されます。

なお、退職が確定しているにも関わらず、育児休業給付を受給したときには、不正受給として処分を受けることがあるため、申請時には状況の確認を行うことが求められます。(出典: MyKomon)

# お仕事カレンダー 10月10日(水) 源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付期限(9月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限 8月決算法人の申告・納税、2月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・5月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)

#### お 仕 事 備 忘 録



労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

2. 労働者死傷病(軽度)報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1~3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月(4·7·10·1月)末までに届ける必要があります。 今月は7月から9月分の報告となります。また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

3. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

4. 随時改定にも報酬の年間平均額を用いた算定方式が利用可能に

今月より、従来定時決定のみで利用できた報酬の年間平均額を用いた算定方式が、随時改定でも利用できるようになります。 主に、定期昇給月以後の3ヶ月間が繁忙期にあたる場合が該当することが想定され、その繁忙期が業務の性質上例年発生する 場合に対象となります。従業員本人が制度を利用することに同意し、要件に該当すれば、昇降給月以後3ヶ月間の平均では なく、年間平均額を用いて標準報酬月額が決定されます。

5 . 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日 を確認しておきましょう。

